

第33回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和6年4月25日
 告示番号 第9号
 会議年月日 令和6年4月25日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 渡邊 晋
 局長補佐 佐藤 正浩
 局長補佐 浅岡 栄嗣
 主 査 千葉 淳

本日の案件 第33回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時40分

議長	長	<p>本日の出席委員は21名であります。 定足数に達しておりますので、第33回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、17番 松岡 千賀子 委員、23番 鈴木 勝 委員より欠席の届出がありました。</p> <p>また、13番 佐藤 和威治 委員より遅れる旨の連絡がありました。</p>
議長	長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議長	長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に24番 鈴木 弘也 委員、2番 佐藤 圭一 委員 を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡局長補佐、千葉主査を指名いたします。</p>
議長	長	<p>審議に入ります。</p> <p>「報告79号 専決処分の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
局	長	<p>1ページをお開き願います。</p>

報告第79号、専決処分報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届け出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

2ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から11ページの第40号までの40件、39名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和6年4月16日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、「速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届け出者に交付」する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第79号」の報告を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第79号の質疑を終わります。

次に、「報告第80号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

12ページをお開き願います。

報告第80号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から13ページの第10号までの10件14筆の現状変更届出書を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出書

の内容について報告しておりますので、担当委員の方には随時現地調査により施工状況の監視指導をお願いいたします。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作条件の改善のための盛土及び切土が8件、管理用道路の整備及び選果場の設置が1件、圃場に通じる作業道の整備が1件となっております。

なお、各地域の定例の現地確認において現地調査報告書のとおり、届出内容に問題がないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第80号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第80号の質疑を終わります。

次に、「議案第215号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

14ページをお開き願います。

議案第215号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請8件です。

第1号については、譲渡人と譲受人は夫婦の関係にあり、経営安定のため譲渡人の持分を譲受人に譲ろうとするものです。

第2号、第3号、15ページの第4号については、いずれも譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

第5号につきましては、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人が農業経営を開始するため賃貸借により農地を借受けし農業経営をしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和9年4月30日までの3年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第6号につきましては、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額につきましては記載のとおりとなっております。

16ページをお開き願います。

第7号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない

状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和9年4月30日までの3年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第8号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できない状態であることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、花泉地域に係る申請3件です。

第9号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和9年4月30日までの3年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

17ページをお開き願います。

第10号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため使用貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年12月31日までの5年間となっております。

第11号につきましては、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年12月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請2件です。

18ページをお開き願います。

第12号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できない状態であることから、譲受人が新規に農地を取得し耕作しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第13号につきましては、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営の安定のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

続きまして、千厩地域に係る申請4件です。

18ページから19ページにかけての第14号については、譲渡人が高齢により耕作管理できない状況であることから、譲渡人の孫で

あり後継者である譲受人に生前一括贈与により農地を譲ろうとするものです。

第15号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できない状態であることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

19ページから20ページにかけての第16号につきましては、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、譲渡人が農業後継者である譲受人に使用貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和16年3月31日までの10年間となっております。

第17号につきましては、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上、17件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で「議案第215号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

6 番

菅原 吉昭 委員

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年4月12日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 菅原 と同じく農業委員 松岡委員、農地利用最適化推進委員 大越委員、菅原委員、事務局職員 金野主任主査、千葉主査、農政推進課職員 千葉主査で行いました。

報告内容、第1号から第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

4 番

小澤 仁 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年4月16日、火曜日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 私 小澤 と農地利用最適化推進委員

礒田委員、岩淵委員、支所職員 千葉係長、熊谷主任主事で行いました。

報告内容、第9号から第11号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

3番

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

佐藤 喜明 委員

現地調査日、令和6年4月10日、水曜日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 私 佐藤 と農地利用最適化推進委員菅原委員、小崎委員、支所職員 佐藤主任主事で行いました。

報告内容、第12号から第13号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

8番

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

千田 幹雄 委員

現地調査日、令和6年4月10日、水曜日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 私 千田 と農地利用最適化推進委員千葉委員、小野寺委員、支所職員 小山主任主査で行いました。

報告内容、第14号から第17号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第215号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に

		<p>対する可否について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p>
議	長	<p>よって、「議案第 215 号」を可と決します。</p>
		<p>次に、「議案第 216 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願いに対する可否について」を議題といたします。</p>
		<p>事務局の説明を求めます。</p>
佐藤局長補佐		<p>21 ページをお開き願います。</p>
		<p>議案第 216 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願いに対する可否について、議案の内容をご説明いたします。</p>
		<p>本議案は、令和 4 年 12 月 26 日付で許可と決定した農地の売買について、取消願出書の提出があったので、その取消について可否の決定を求めるものです。</p>
		<p>譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人からの贈与により、農地の取得を申請したのですが、第三者の介入により、譲渡人の意向が変わったため、許可処分の取り消しを願い出たものです。</p>
		<p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第 216 号」の説明を終わります。</p>
		<p>審議願います。</p>
		<p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p>
		<p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p>
		<p>「議案第 216 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願いに対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p>
		<p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p>
		<p>よって、「議案第 216 号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第 217 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p>
		<p>事務局の説明を求めます。</p>
佐藤局長補佐		<p>22 ページをお開き願います。</p>
		<p>議案第 217 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。</p>
		<p>次のとおり、農地法第 4 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。</p>
		<p>本議案に係る申請は、藤沢地域の 1 件です。</p>

議 長

第1号は、申請人がドッグラン及び犬小屋を整備するため転用申請するもので、追認案件です。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

以上、1件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第217号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

9番

藤沢地域の農地法第4条現地調査報告をいたします。

畠山 信吾 委員

現地調査日、令和6年4月10日、水曜日、午前8時45分より、現地調査員、農業委員 私 畠山 と農地利用最適化推進委員 畠山委員、菅原委員、支所職員 阿部主事で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、藤沢支所から南に約3.4kmの位置にあり、周囲は北側及び南側が現況公衆用道路、東側が原野、西側が現況宅地となっている。

申請人が既に犬小屋及びドッグランの敷地として利用しているが、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(13番 佐藤 和威治 委員 入室)

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第217号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第217号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第218号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

23ページをお開き願います。

議案第218号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請5件です。

第1号は、譲受人が農業用倉庫を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、農業用施設であるため不許可の例外規定に該当すると考えられます。

なお、申請地は、令和5年11月7日付で農業用施設用地に用途変更済みです。

第2号と第3号は同一事業で、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

24ページをお開き願います。

第4号と第5号は同一事業で、譲受人が宅地分譲するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請2件です。

第6号は、譲受人が駐車場を整備するため、転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

25ページをお開き願います。

第7号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため、転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、大東地域に係る申請1件です。

第8号は、借受人が太陽光発電設備を整備するため、転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

議 長

6 番
菅原 吉昭 委員

次に、千厩地域に係る申請 1 件です。

第 9 号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため、転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

26 ページをお開き願います。

次に、藤沢地域に係る申請 1 件です。

第 10 号は、譲受人がドッグラン及び犬小屋を整備するため、転用申請するもので、4 条第 1 号と同一事業であり、追認案件です。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

なお、申請地は令和 5 年 9 月 22 日付で農振除外済みです。

また、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、10 件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第 218 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第 5 条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じですので割愛させていただきます。

第 1 号、申請地は、J R 真滝駅から北に約 2.3 km の位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が市道、南側が農地、西側が農地及び宅地となっている。

申請人が農業用倉庫、事務所、駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第 2 ～ 3 号、申請地は、一関市役所から南西に約 3.1 km の位置にあり、周囲は北側及び東側が道、南側が市道、西側が水路となっている。

申請人が自己住宅及び駐車場を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

第 4 ～ 5 号、申請地は、一関市役所から西に約 350 m の位置にあり、周囲は北側が用悪水路、東側及び西側が宅地、南側が市道となっている。

申請人が宅地分譲地を造成する計画であり、排水は公共下水道

議 長
4 番
小澤 仁 委員

に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま
す。
以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じですので割
愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った
結果、下記のとおり報告いたします。

第6号、申請地は、花泉支所から南東に約1kmの位置にあり、
周囲は北側及び西側が市道、東側及び南側が宅地となっている。

申請人が駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみである
ことから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第7号、申請地は、清水原駅から東に約1.6kmの位置にあり、
周囲は北側及び東側が市道、南及び西側が農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水の
みであることから、周辺農地に影響はないと思われま

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

3 番
佐藤 喜明 委員

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じですので割
愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った
結果、下記のとおり報告いたします。

第8号、申請地は、JR摺沢駅から北東に約1.7kmの位置にあ
り、北側が市道、東側が農地、南側は山林、西側は農地及び山林
となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水の
みであることから、周辺農地に影響はないと思われま

議 長

以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

8 番
千田 幹雄 委員

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じですので割
愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った
結果、下記のとおり報告いたします。

議 長
9 番
畠山 信吾 委員

第9号、申請地は、JR小梨駅から南西に約2.1kmの位置にあり、周囲は北側が山林、東側が宅地、南側が宅地及び公衆用道路、西側が山林及び農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

ありがとうございます。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては4条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第10号、申請地は、藤沢支所から南に約3.4kmの位置にあり、周囲は北側及び南側が現況公衆用道路、東側が原野、西側が現況宅地となっている。

申請人が既に犬小屋及びドッグランの敷地として利用しており、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

議 長

議 長
13番
佐藤 和威治 委員
佐藤局長補佐

13番 佐藤 和威治 委員

遅れてすみません。売買の金額2号と3号、それから4号5号それぞれ総額という表現になっていますが、譲渡人がそれぞれ別の方のようですが、このような書き方なのでしょうか。

申請書の記載がそうになっておりましたので、そういう記載方法で記載させていただきました。

それぞれの売買代金は分からないのでしょうか。

13番
佐藤 和威治 委員
佐藤局長補佐

個別にこの方がいくらと言う形では、把握してございませんでした。

議 長

よろしいですか。詳細については、込々なようでございます。よろしいですね。

その他ございませんか。

議 長

16番 及川 治雄 委員

16番
及川 治雄 委員

ドッグランの話が出ましたが、私は反対するわけではないですが、事務局の文書の書き方に不具合があるのではないかと。

既に利用していましたが表記されています。既に利用していて、申請するというものはいかがなものなんでしょうか。申請というのはドッグランをする前に申請していて、これから利用したいという事であれば許可相当となる。

だが、家を建てたから許可をしてくれと同じような事では、農業委員会の立場としていかがなものでしょうか。

佐藤局長補佐

委員のおっしゃる通りが、原則でございます。

ですが、農地法の許可を知らずに誤ってやってしまったような事案、悪質でない事案に関しては追認による許可もやむを得ないという事で判例も出ておりますので、本件に関してはそういった形で進めるという事でありませう。

議 長

16番 及川 治雄 委員

16番
及川 治雄 委員

後付けで許可をするという事は、非常に私としては看過できない。悪い事したら、ごめんなさいと言うのと同じです。お巡りさんはいません。農地法をよく理解していなかった、知らないなら、一筆入れるべきではないかと思ひます。

そういう厳しさはないので。罰則規定はないと思ひるので、農地法に触れるわけではないですが、そういう農業委員会の申請の仕方をこのまま続けて行ったら、なんでもかんでも後から申請して特例で認められるという事が慣習的になって来ては困るのではないか、甘く見られるのではないかと私は危惧しているわけだ。

そのへんをどのように事務局はこれから対応するのかお示しください。

佐藤局長補佐

こちらの説明不足で申し訳ありませんでした。

委員から一筆という事でご指摘いただきましたが、追認案件に関しましては、なぜこのようになったか、それから今後このような事を起こしませんという事で顛末書というものを一緒に添付していただいて、申請していただいている所でございます。

議 長
議 長

了解ですね。その他ございませうか。

6番
菅原 吉昭 委員
佐藤局長補佐

6番 菅原 吉昭 委員

申請の8番の太陽光の関係ですが、地上権の権利という事ではありますが、営農型の発電とはこれは別でしょうか。

お答えいたします。

こちらは営農型ではございませう。通常の太陽光でございませう。地上権というのは、農地の上部を利用する権利を借りるとい

6 番
菅原 吉昭 委員
佐藤局長補佐

う事で、賃貸借と実質的には同じでございますが、地上権の場合には登記が出来るという事で、ここは借りていますという事で、登記上でこの権利を主張できるというような違いがございます。

度々、すみません。という事は、下は畑のまま使うという事ですか。

お答えいたします。

こちらは営農型ではございませんので、通常の太陽光なので耕作はいたしません。土地を借りて、太陽光発電を行うというものでございます。ただ、借り方の形態として地上権を使うという事でございます。

議 長
議 長

よろしいですね。その他、ございませんか。

なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 218 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 218 号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第 219 号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」および「議案第 220 号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は関連しておりますので、一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

27ページをお開き願います。

議案第219号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について及び、28ページの議案第220号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について一括して内容をご説明いたします。

議案第219号及び第220号は、藤沢地域に係るもので、営農型太陽光発電設備の転用許可及び地上権設定について、3年の期間満了による更新の申請をするものです。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、一時転用であるため3年以内の転用が可能です。農業を行いながら発電も行うものであり、適正な営農が行われていれば、一時転用の更

議 長

9 番
島山 信吾 委員

新が認められています。

適正な営農の要件として、太陽光パネル下部の農地において、同一作物の地域の平均単収の80%以上の収量を達成することが求められています。

申請地の作物は「万次郎かぼちゃ」です。「万次郎かぼちゃ」としての統計数値はありませんので、県内の「かぼちゃ」の平均単収との比較となります。令和5年度の地域の平均単収は869kg/10aであり、申請地の単収は、十文字が985kg/10a、玉川が996kg/10aであり、両圃場とも地域の平均単収の80%以上の収量を達成しております。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第219号」、「議案第220号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、藤沢地域担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

営農型発電設備に係る農地法第3条及び第5条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては先ほどの4条5条と同じですので割愛させていただきます。

申請地は議案3条と5条と2か所ありまして、申請地（西口字十文字202-1）は、藤沢支所から西に約2.8kmの位置にあり、周囲は東側及び南側が農地、西側が公衆用道路、北側が山林となっている。

申請地（西口字玉川111-1）は、藤沢支所から西に約2.8kmの位置にあり、周囲は東側が農地、西側、南側及び北側が山林となっている。

申請人が太陽光発電パネル（営農型発電）を設置する計画で、下で万次郎かぼちゃを栽培するという事であり事業を進めており、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はない。また、下部に作付けする作物への日照は、設計上一定量が確保されるため、生育に支障は生じないと思われます。

実際現地調査をした所感をここでも述べたいと思います。調査日が4月10日という事で、実際には作付けはなされていないという状況を見てきました。

当然のことながら草刈りなど整備はされていないという事でしたが、そこで私ども調査員も同行した事務局支所職員から、先ほど事務局から説明があった通りの収量についての要件があるはず

だという事で、その辺をクリアしているのかと支所職員に尋ねましたところ、報告書ではそれをクリアする基準の収量が上がっていると言う報告を受け、更に現地を見たという事で問題はないと私たちも判断をいたしました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の説明を終わります。

審議願います。

議 長

16番 及川 治雄 委員

16番

及川 治雄 委員

分からない点が、2点ほどございます。分からないのは、私個人ですが、営農型太陽光の中で、全国農業新聞などで営農型太陽光など逐次挙げられています。

なかには、中々継続して営農型太陽光を出来ないという事で、問題が出てきているという事が挙げられている記事を読んだ事があります。かぼちゃなど色々な野菜を作ったりするわけですが、農業委員会のほうに報告・調査は何年間続けなければならないのか、教えていただきたいと思います。

もし、身体的、年齢的にそういう計画が出来なくなった時はどういった対応をとるのか、そのへんを含めて2点ほど教えていただきたいです。

佐藤局長補佐

お答えいたします。

まず、1点目でございますが、報告義務に関しては毎年2月頃に県への報告義務がございますので、その年の収穫の量を毎年報告書を出していただいております。これにつきましては、営農型太陽光発電を続けている間、毎年報告義務がございます。指導という事ですが、農業委員会といたしましてもこれが続けられている間は適正な営農がされているかということを確認するという事が必要となっております。

2点目でございますが、出来なくなったらという事ですが、これは営農を条件に設置されているものなので、まず出来るような形で続けていただくという、現耕作者が耕作出来ない場合は、代わりの方に耕作していただくというようなことを事業者のほうでやっていただく必要があると思います。

今のところ、そういうケースは発生しておりませんが、可能性としてはございますので、そういった形でこれはあくまでも営農とセットという事でございます。

以上です。

議 長

了解ですね。

その他ございませんか。

21番 畠山 潔 委員

21番
畠山 潔 委員

地上権について、お聞きしてみたいと思います。先ほど、5条で質問がありましたが、普通の太陽光であればそこで終わりかと思えますし、今回営農型で3条と5条が両方という事で事務手順で何が違うのかを知りたい。

それから3条の中で地上権の面積、全部なのか一部なのかそのへんの説明をお願いしたいと思います。

佐藤局長補佐

お答えいたします。1点目でございますが、なぜ3条と5条がセットで申請が必要かと言うことですが、これは一時転用という扱いになりますので、太陽光を撤去すれば元の農地と言う事です。

転用面積というのが柱を地面にさしている部分だけが5条の転用面積になります。そうすると、それ以外の太陽光が空間にある部分も実際は借りないと、そこでは発電が出来ないわけですから、その部分を借りると言う意味で3条の地上権設定というものが必要となってきます。ですので、併せて上部空間を借りると言う3条の地上権設定と柱の部分を借りると言う5条の転用申請の2つの申請が必要となってくるものです。

以上でよろしかったでしょうか。

議 長
議 長

了解しましたね。

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

はじめに「議案第219号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第219号」を可と決します。

議 長

次に「議案第220号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長
議長
佐藤局長補佐

挙手満場と認めます。
よって、「議案第220号」を許可相当と決めます。
次に、「議案第221号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
29ページをお開き願います。
議案第221号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。
一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。
30ページをお開き願います。本議案に係る申請は、貸借権設定が42件、所有権移転が6件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が37件です。
最初に貸借権設定ですが、第1号から33ページの第8号までの8件は、一関地域に係る申請です。第9号から44ページの第32号までの24件は、花泉地域に係る申請です。
第33号から45ページの第34号までの2件は、大東地域に係る申請です。
第35号から第36号までの2件は、東山地域に係る申請です。
第37号から48ページ第42号までの6件は、藤沢地域に係る申請です。
49ページをお開き願います。
次に、所有権移転ですが、第1号は、一関地域に係る申請です。
第2号から50ページ第3号までの2件は、大東地域に係る申請です。
第4号は、室根地域に係る申請です。
第5号から51ページ第6号までの2件は、藤沢地域に係る申請です。
52ページをお開き願います。
次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。
第1号から59ページ第12号までの12件は、一関地域に係る申請です。
第13号は、花泉地域に係る申請です。
第14号は、室根地域に係る申請です。
60ページをお開き願います。
第15号から68ページ第37号までの23件は、藤沢地域に係る申請

		です。
		以上、各申請の詳細については記載のとおりです。
		また、計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。以上で説明を終わります。
議	長	以上で、「議案第 221 号」の説明を終わります。
		なお、[貸借権設定] 第 35 号、第 36 号については、佐藤 想司 委員が [農地中間管理事業関係 (個別案件 一括方式)]
		第 37 号については、佐々木 栄一委員が農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。
議	長	若干、時間をとります。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
議	長	(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第 221 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を [貸借権設定] 第 35 号、第 36 号 [農地中間管理事業関係 (個別案件 一括方式)] 第 37 号を除き可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって「議案第 221 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を [貸借権設定] 第 35 号、第 36 号 [農地中間管理事業関係 (個別案件 一括方式)] 第 37 号を除き可と決します。
議	長	次に、「議案第 221 号」[貸借権設定] 第 35 号、第 36 号について審議いたします。
		佐藤 想司 委員は退室願います。
		(午後 2 時 45 分 退室)
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
議	長	(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第 221 号」[貸借権設定] 第 35 号、第 36 号について、可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)

議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第 221 号」〔貸借権設定〕第 35 号、第 36 号を可と決します。</p> <p>佐藤 想司 委員は入室願います。</p> <p>(午後 2 時 46 分 入室)</p>
議	長	<p>佐藤 想司 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第 221 号」〔貸借権設定〕第 35 号、第 36 号は可と決しました。</p>
議	長	<p>次に、「議案第 221 号」〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕第 37 号について審議いたします。</p> <p>佐々木 栄一 委員は退室願います。</p> <p>(午後 2 時 47 分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第 221 号」〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕第 37 号について、可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第 221 号」〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕第 37 号を可と決します。</p> <p>佐々木 栄一 委員は入室願います。</p> <p>(午後 2 時 48 分 入室)</p>
議	長	<p>佐々木 栄一 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第 221 号」〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕第 37 号は可と決しました。</p>
議	長	<p>次に、「議案第 222 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
佐藤局長補佐		<p>69 ページをお開き願います。</p> <p>議案第 222 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について、内容をご説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙案による農用地利用集積等促進計画策定を要請することについて議決を求めるものです。</p>

		70ページをお開き願います。 本議案に係る申請は、貸借の移転が3件です。 第1号は、藤沢地域に係る申請です。 第2号から第3号までの2件は、一関地域に係る申請です。 申請の内容については記載のとおりです。また、受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果十分満たしております。 以上で説明を終わります。
議	長	以上で、「議案第222号」の説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。 「議案第222号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第222号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第223号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
佐藤局長補佐		71ページをお開き願います。 議案第223号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。 本議案に係る申請は2件で、一関地域、大東地域各1件です。 申請地は、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。 以上で、説明を終わります。
議	長	以上で「議案第223号」の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
6番		最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。 一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

菅原 吉昭 委員

現地調査日、現地調査員に関しましては3条5条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR一ノ関駅から北東に約8.3 kmの位置にあり、周囲は東側が市道、西側が宅地、北側及び南側が農地となっている。

昭和57年頃から100-7は物置及び庭として、昭和40年頃から100-8及び103-5は居宅への進入路として使用しており、既に農地性は失われている。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

3番

大東地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

佐藤 喜明 委員

現地調査日、現地調査員に関しましては3条5条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請地は、大東支所から南西に約130mの位置にあり、周囲は北側が用悪水路、東側が宅地、南側および西側が市道となっている。

昭和63年から駐車場及び建物敷地として利用しており、既に農地性は失われている。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第223号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第223号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第224号 土地改良法第3条の規定による組合員

佐藤局長補佐

資格の交替承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

72ページをお開き願います。

議案第224号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について、内容をご説明いたします。

土地改良法第3条第2項前段及び同法施行規則第4条第1項の規定により申出があったので、同法施行令第1条の5の規定に基づいて承認を求めるものです。

73ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、花泉地域の1件です。

新資格者は、土地改良事業に参加するため、自己の所有農地に係る土地改良事業の参加資格を、現資格者である当該農地の耕作者との交替により取得しようとするものです。

以上で、説明を終わります。

議長

以上で、「議案第224号」の説明を終わります。

なお、「土地改良法第3条の規定による組合員資格の交代承認」について、22番 佐藤 多賀幸 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたします。

佐藤 多賀幸 委員は退室願います。

(午後2時56分 退室)

議長

審議願います。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。「議案第224号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第224号」を可と決します。

佐藤 多賀幸 委員は入室願います。

(午後2時57分 入室)

議長

佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。

「議案第224号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について」を可と決しました。

議長

次に「議案第225号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。

佐藤局長補佐

事務局の説明を求めます。

74ページをお開き願います。

議案第225号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長より、一関農業振興地域整備計画の変更に係る協議があったので、意見を求めるものです。

76ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、農用地区域からの除外申請が37件です。

No.101からNo.106までの6件は、一関地域に係る申請です。

No.201から78ページNo.208までの8件は、花泉地域に係る申請です。

No.301からNo.302までの2件は、大東地域に係る申請です。

No.501から79ページNo.502までの2件は、東山地域に係る申請です。

No.601からNo.602までの2件は、室根地域に係る申請です。

No.701からNo.702までの2件は、川崎地域に係る申請です。

No.801から80ページNo.810まで、及び、No.813から81ページNo.817までの計15件は、藤沢地域に係る申請です。

除外理由につきましては、除外理由欄に記載のとおりのもので転用が計画されているものです。

いずれの案件も、農用地区域から除外された後に転用申請が可能となり、申請があった際は総会で、それぞれ審議することとなります。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第225号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

6番
菅原 吉昭 委員

一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農振除外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条5条適用外と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、No.101からNo.106について、別紙農地転用等現地調査書により、現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われまます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

4番
小澤 仁 委員

花泉地域の農振除外現地調査報告をいたします。
現地調査日、現地調査員に関しましては3条5条適用外と同じ
でございますので割愛させていただきます。

報告内容、No.201からNo.208について、別紙農地転用等現地調査
書により、現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等
はなく、農振除外に問題はないと思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

3番
佐藤 喜明 委員

大東地域の農振除外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条5条適用外と同じ
でございますので割愛させていただきます。

報告内容、No.301からNo.302について、別紙農地転用等現地調査
書により、現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等
はなく、農振除外に問題はないと思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

24番
鈴木 弘也 委員

東山地域の農振除外現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年4月12日、金曜日、午前9時より、現地
調査員、農業委員 私 鈴木 と農地利用最適化推進委員 千葉
委員、渡辺委員、小野委員、支所職員 佐藤係長、菊池主任主事
で行いました。

報告内容、No.501からNo.502について、別紙現地調査書のとおり
現地確認及び航空写真等により調査した結果、いずれも周辺農地
への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

12番
藤原 美喜男 委員

室根地域の農振除外現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年4月10日、水曜日、午前9時より、現地
調査員、農業委員 千葉委員、私 藤原 と農地利用最適化推進
委員 小松委員、岩渕委員、菅原委員、支所職員 小野寺主任主
事で行いました。

報告内容、No.601からNo.602について、別紙農地転用等現地調査
書により、現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等
はなく、農振除外に問題はないと思われます。

議 長
20番
遠藤 勝幸 委員

以上です。

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域の農振除外現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年4月10日、水曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 遠藤 と農地利用最適化推進委員 今野委員、小野寺委員、事務局職員 金野主任主査、千葉主査で行いました。

報告内容、No.701からNo.702について、別紙農地転用等現地調査書により、現地調査を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま

以上です。

議 長
9番
畠山 信吾 委員

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農振除外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては4条5条営農型発電関連と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、No.801からNo.817について、別紙農地転用等現地調査書により、現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま

以上です。

議 長
議 長
9番
畠山 信吾 委員

ありがとうございました。

以上で現地調査報告を終わります。

審議願います。

9番 畠山 信吾 委員

それぞれ転用目的があつての農振除外という事なのですが、現地を見た所、現在の法令では何も問題がないという事ですが、今後転用という事で議案に上がってくる案件かと思われま

太陽光発電という目的が多いように思われますが、その中で私ものはっきりと確認したわけではないですが、転用するにあたり整備する書類の中に周辺の所有者の同意が求められて、周辺の人も同意していますと言う書類があるというふうに聞いた事があるのですが、私たち農業委員もすべての書類に目を通すわけでもなく、法令に則って申請がされている案件ですと言われれば、私たち農業委員も「はい、そうですか。それでは法令に従っているのであれば問題はないですよ、周りの農地に問題がなければ問題ないですね」と言う事にはなるのです。

その中で、申請書と異なる内容の記載があった場合は農業委員会として、これは申請時点で誤りがあったので、却下しなければなりませんねという事態になるものもあるか、そういう可能性があるのかと。

ざっくりと言うと、虚偽の申請があった場合においては、それを原状復旧しなさいという命令権・指導権というか、農業委員会は断固たる立場、そういう事を事業者のほうにも伝えていいのではないかというような事を思いました。質問と言う感じではないですが、そういうふうに使いたいと思います。

いろいろと太陽光発電に関しても農家が高齢化して使えなくなっているの、国が進めている再生可能エネルギーという事で押し進めているのであれば、農家の管理が出来ないので皆さん何も問題はないですよというふうな感じで進めているのでありますが、周辺農地に影響はなくても周辺の住民にももしかしたら影響があるのかもしれない。

その時に周辺の住民からも了解を貰っていますよというような書類がもし出ているのであれば、後から紛争が起こるような事が危惧されますので、そういった事がないようにチェック体制をしっかりとお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議 長

只今の意見について、何か事務局ございますか。

若干、休憩いたします。

(休憩)

議 長

それでは休憩中の会議を再開致します。先ほど、畠山委員から要望、これからの農業委員会のあり方いろんな事を提案されましたが、今後そういう事を視野に入れて事務方のほうではやってほしいという要望ですね。

よろしいですね。

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 225 号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 225 号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第 226 号 令和 6 年度一関市農業委員会の最適化

佐藤局長補佐

活動の目標の設定等の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

82ページをお開き願います。

議案第226号 令和6年度一関市農業委員会の最適化活動の目標の設定等の決定について内容をご説明いたします。

これは、令和4年度より作成及び公表が義務付けられているものです。

83ページをお開き願います。

このページは、農業委員会の現在の体制、農家・農地等の概要でありますので、お目通しいただきたいと思えます。

84ページをお開き願います。

1 最適化活動の成果目標についてご説明いたします。

(1)農地の集積についてです。

令和5年度末における当市の農地集積率は、55.7%です。

「農地集積の目標」であります。市が作成した「一関市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」においては、目標年次が令和12年度、目標集積率が85%に設定されていることから、農業委員会としてもこれを目指していくこととなります。

令和5年度までは、達成可能な面積として、過去3年間の平均値で目標設定していましたが、令和6年度以降は、令和12年度までの7年間で集積率85%を達成できる数値として年754haを集積面積の目標としました。

次に、(2)遊休農地の解消についてです。

令和5年度末の1号遊休農地（A分類）面積は47haでした。

国が示した遊休農地の解消目標は、令和3年度末の1号遊休農地を5年間で解消すること、及び令和4年度以降に発生した遊休農地を1年間で解消するというものです。

令和3年度末の1号遊休農地面積は36haで、令和4年度から毎年7.2haの解消を目標としていますので、本年度の解消目標も7.2haとなります。

併せて、令和5年度に新規発生した25haの解消も目標となるものです。

85ページをお開き願います。

次に、(3)新規参入の促進についてです。

「現状及び課題」は記載の通りです。

目標については、「新規参入者への貸し付けについて、同意を得て公表する面積」を設定するもので、把握可能な過去3年間の

農地の権利移動面積の平均の1割以上とすることが義務付けられており、本年度の目標は31.4haとなります。

続きまして、2 最適化活動の活動目標についてご説明いたします。

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標についてです。

各委員の活動日数については、昨年同様、月10日に設定しました。

農地の見守り活動等、日常的な活動が活動日数として計上できますので、活動記録簿の提出について、ご協力をお願いします。

次に(2)活動強化月間の設定目標についてです。

令和4年度から、年間3か月の活動強化月間の設定が義務付けられました。取り組み内容は昨年同様、7月を「遊休農地解消に向けた啓発活動強化月間」、11月を「農地利用集積強化月間」、12月を「新規就農者の相談活動強化月間」とするものです。

最後に(3)新規参入相談会への参加目標についてです。

これにつきましても、令和4年度から参加を義務付けられております。

活動内容としては、一関地方農林振興協議会で毎月開催している新規就農ワンストップ相談会に出席し、新規就農者の指導をしていただくものです。

相談希望者が確定するのが直前となることが多く、出席委員の選定も直前となってしまいご迷惑をおかけしているところですが、可能な範囲でのご協力をお願いします。

本日提案いたしました内容は、先月開催した運営委員会でご承認いただいたものですが、集積目標面積につきましても、運営委員会後に県農業会議よりご指導をいただき、修正したものです。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第226号」の説明を終わります。

審議願います。

議長

13番 佐藤 和威治 委員

13番

佐藤 和威治 委員

多分、間違いだと思いますが、83 ページの1番下、田んぼと畑を足しての計になるはずですが、10ha くらい合っていないのでしょうか。

佐藤局長補佐

これにつきましても、国が推計した農地面積の表記でして、おっしゃる通り単純に足し算をすると、これが1万8千にはならないですが、県のほうにも確認しましたが、このような数値でよいとのことです。

おっしゃる通り、足し算としては合いません。

ですので、結果としての1万8千というのが普段使う農地面積ですが、おそらくそれぞれの数値での四捨五入との積み上げ後の関係かと思いますが、公表されている数値としてこれで良いという事です。

議 長

厳密には、単純な足し算では合わないようです。

その他、ございませか。

なければ、審議を打ち切り採決でよろしいですか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 226 号 令和6年度一関市農業委員会の最適化活動の目標の設定等の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第226号」を可と決します。

議 長

以上で議案審議を終了いたしました。

第33回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後3時28分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員